

防災・災害ボランティア活動支援チーム 広島 会則

(基本理念)

平成26年8月20日、私たちの街は豪雨による土砂災害で甚大な被害を受けました。災害復旧に多くのボランティアが支援をくださり、いま街は災害の教訓を生かした防災・減災のまちづくりが進められています。私たちは、災害ボランティアに携わった経験とノウハウを継承するとともに、万一の災害時に住民相互の支援活動が迅速・円滑に行えることをめざす市民団体としてこの会を結成します。

(名称)

第1条

この会は「防災・災害ボランティア活動支援チーム 広島」と称し、通称を5K(ごけい・互恵)チームと呼ぶ

5K(ごけい)・「互恵・お互いさま」の活動

記憶・継承、警戒・広報、教育・訓練、交流・交換、行動・活動など、冒頭の「-K-」をとり、本会の趣旨を表すニックネームです

(事務所)

第2条

この会の事務所を安佐南区社会福祉協議会ボランティアセンターに置く

(目的)

第3条

この会は 8.20 災害における災害ボランティアセンターの運営支援等の経験とノウハウを継承すること、社会福祉協議会が行う防災・減災活動および被災地支援活動のサポートを目的とする

(活動)

第4条

この会の目的を達成するため次の活動を行う

1. 被災の記憶や復旧支援活動の継承・伝承活動等の「記憶・警鐘」事項
2. あらゆる災害への警戒・防災情報の発信等の「警戒・広報」事項
3. 防災・復旧支援リーダーの育成や訓練等の「教育・訓練」事項
4. 防災・復旧支援組織や被災地域との交流、ノウハウ交換等の「交流・交換」事項
5. 発災時の社協、自治会・自主防災会、行政への協力等の「行動・活動」事項
6. その他この会の理念・目的に合致する事項および社会福祉協議会等の要請事項

(活動の基本)

第5条

この会の活動にあたっての基本事項は次のとおりとする

1. 災害支援に関する活動は安佐南区社会福祉協議会の要請による
2. 日常・平時は安佐南区社会福祉協議会の要請・支援のもとにこの会が主体的に活動する
3. 個別活動はメンバー相互の連携と協力により効率的に活動する
4. 会員は自分の本来の仕事(勤務・自治会・防災活動等)、家庭、ボランティアが優先され、災害時においても本会会員であることで一切の拘束をされるものではない
5. 活動は全て無報酬とする

(会員)

第 6 条

- 1.この会の会員は、この会の基本理念および目的に賛同し所定の手続きを経て入会した個人とする
- 2.会員はボランティア活動保険(天災タイプ)に加入するものとする
- 3.この会の入会、脱会はいつでも自由に行える

(会費)

第 7 条

この会の会費は別に定める

(役員)

第 8 条

- 1.この会には次の役員を置く
 - (1)代表者 1 名 (2)副代表者 1 名 (3)幹事若干名 (4)監査 1 名
- 2.各役員の任務は次のとおりとする
 - (1)代表者はこの会を代表するとともに会議の議長を務める
 - (2)副代表は代表者の補佐ならびに代行を務める
 - (3)幹事は日常活動および単位セクションの総括を担う
 - (4)監査はこの会の会計業務の監査を行い会員に報告する
- 3.役員の任期は 1 年とし再任を妨げない
- 4.幹事の人数、職務は別に定める
- 5.役員の選出方法は別に定める

(会議)

第 9 条

- 1.この会の会議は次の通りとする
 - (1)会員ミーティング (2)幹事ミーティング
- 2.会議で審議する事項は次のとおりとする
 - (1)会員ミーティングは、活動計画・予算の骨子、規約の根幹事項の改定
 - (2)幹事ミーティングは、具体的な活動計画と報告、決算報告、その他緊急事項
- 3.会議の構成員、開催方法は別に定める
- 4.この会の会議は全会一致を原則とするが、意見一致しない事項は幹事に一任し、なおも一致しない場合は議長に一任する

(経費)

第 10 条

この会の経費は、会費、寄付金等をもって充当する

(事業年度)

第 11 条

この会の事業年度は 8 月 1 日に始まり 7 月末日に終わる

付則

- 1.この会則は平成 28 年 8 月 20 日から施行する
- 2.この会則に定めのない事項は幹事ミーティングに諮り代表者が決定する

5K チーム会則 細則

会費関係

1. 会費は年間 500 円～1000 円の範囲で幹事ミーティングにおいて決定する

役員関係

2. 幹事数は、15 名程度とする
(各セクション 2 名×6 セクション程度+代表、副代表、監査)
3. 代表者は幹事の互選とし、副代表ほか幹事の担当は代表者が指名する
4. 役員の名称(通称)は、代表・副代表はキャプテン・副キャプテン
5. 幹事はリーダー(総務リーダー・・情報保障リーダー・・等)とする
6. 役員(幹事)は会員の中から代表者が指名し会員の承認を得る
7. 代表者は会計担当幹事を指名する

会議関係

8. 会員ミーティング、幹事ミーティングは代表者が招集する
9. 会員ミーティングは総会の性格を持ち会員が参加して意見を述べることができる
10. 幹事ミーティングは会員の負託を受けた日常活動を協議するため幹事が参加する
なお、会員ミーティングに付議すべき事項で緊急を要す事項は幹事ミーティングで協議する
11. 会員ミーティングは 8 月(8 月 20 日)に開催、幹事ミーティングは活動の都度に随時開催する
12. 会の特性から参集しての会議を条件とせず、持ち回り会議や電子メール等の web 会議も可能とする
13. 諸会議の欠席者は議事運営、審議事項を議長に一任することを了解するものとする

会員の行動指針(発災時)

1. 自分・家族の安全、地域・仕事を優先し、支援が必要な場合はこの会にも応援を求める
(補足)
 - ・被災地に居住または旅行等で出向いている会員は、身近な会員に安否を通報する
 - ・受信した会員は役員に情報を伝達する
2. 自分の周辺に被害がない者は情報収集し、安全確保を前提に被災地(社協・自主防など)をめざす
(補足)
 - ・震度 5 弱以上の場合は、広島市災害ボランティア調整会議が開催される
 - ・発災初期は通信の混雑を避けるため被災地内社協への問合せを控え、最寄りの社協等にて情報収集する(原則事項)
 - ・自分および周辺の安全が確認できた者から、安佐南区社協または当該自治会・自主防災会に自ら赴き、支援の必要性等の観点で状況を把握して、必要な場合は指揮下に入る(原則事項)
 - ・市災害ボランティア調整会議が開催され、安佐南区社協に災害ボランティアセンターが設置された場合は災害ボランティアセンターの指揮下に入り、責任者の指示もしくは必要と判断した運営支援を行う
 - ・その他区に災害ボランティアセンターが設置された場合は、安佐南区社協と連携・要請により、当該センターの指揮下での支援を行う
 - ・これらによりがたい場合は、キャプテン・リーダー等との連絡調整により臨機の支援を行う

改定履歴

平成28年8月20日	創設幹事会にて骨子制定
平成29年1月25日	幹事ミーティングにて成文
平成29年8月20日	幹事ミーティング、会員ミーティングにて名称、事務所を修文 細則に会計担当幹事を指名することを記載
令和6年8月20日 (2024年次総会)	(活動)第4条の修文 { 発足時の「災害」ボランティアセンターを支援する目的から、 日常一般の「防災」活動へ比重が移動している実態、更には チーム名称「防災・災害ボランティア活動支援チーム 広島、 通称「5Kチーム」と符合した活動目標に修文 }